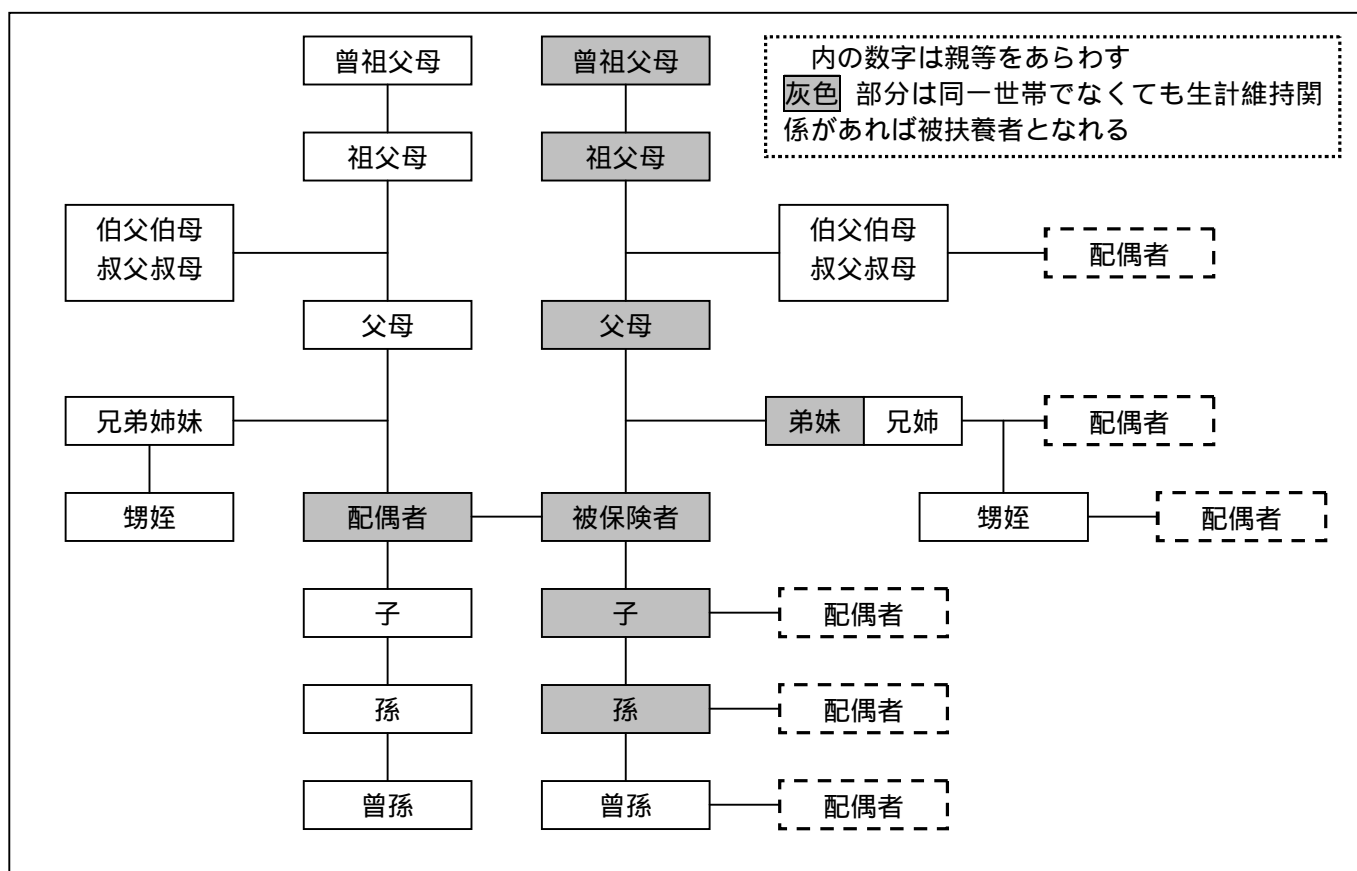


< 被扶養者の範囲 >

被扶養者となる者

1. 被保険者の直系尊属・配偶者・子・孫および弟・妹であって、主としてその被保険者によって生計を維持しているもの
2. 被保険者の3親等内の親族で、その被保険者と同一の世帯に属し、かつ主としてその被保険者によって生計を維持しているもの
3. 被保険者の内縁（事実上）配偶者の父母・子（配偶者の死亡後も含む）であって、その被保険者と同一の世帯に属し、かつ主としてその被保険者により生計を維持しているもの

生計維持：当該家族の生計のおおむね半分以上が被保険者の収入によって維持されていること



なお、**1**、**2**部分のように、血縁関係のある者または養子縁組をした者の配偶者は被扶養者となる（血縁関係がなくても養子縁組をすれば子や親となる）。

ただし、同居している場合（別世帯を含む）は、

- (ア) 被扶養者の年間収入が 130 万円未満で、かつ被保険者の年間収入の 2 分の 1 未満である
- (イ) 被扶養者が 60 歳以上の者または厚生年金保険法の障害年金が受けられる程度の障害者の場合は、180 万円未満で、かつ被保険者の年間収入の 2 分の 1 未満である

別居している場合は、

- (ア) 被扶養者の年間収入が 130 万円未満で、かつその額が被保険者の仕送り額より少ない
- (イ) 被扶養者が 60 歳以上の者または厚生年金保険法の障害年金が受けられる程度の障害者の場合は、180 万円未満で、かつその額が被保険者の仕送り額より少ない

という条件がつく。